

函 総 務

令和 2 年(2020年) 1 月 1 6 日

総務常任委員会委員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしくお願  
いします

記

○ 人事・給与制度の見直しについて

(総務部行政改革課)

## 人事・給与制度の見直しに係る組合交渉

- 交渉日時 令和2年(2020年)11月11日(水) 11:00~11:15
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 副市長、企業局長、  
総務部長、企業局管理部長、病院局管理部長  
総務部次長、人事課長、行政改革課長、  
人事課主査、行政改革課主査  
組合側 市職労、水道労組、交通労組、病院労組の各委員長、書記長  
市職労書記次長

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合)</p> <p>10月29日の交渉において、給与制度については、国公準拠の考え方 に変更がないこと、夏季休暇は職員のリフレッシュ等の観点、被服の取 り扱いは職場の実態に即した見直しということで受けとめている。</p> <p>夏季休暇の見直しに関して、改めて、長期休暇の取得を促す方策につ いて聞きたい。</p> <p>(当局)</p> <p>例年6月に通知を出して各職場において休暇を取得しやすい環境整 備に努めていくこと、夏季休暇や年次休暇等を組み合わせて1週間程度 の長期休暇の取得を奨励している。また、昨年からは、目安として年5 日以上年次休暇を取得するように4月と9月に通知している。</p> <p>職員のリフレッシュのためには休暇の取得を積極的に奨励していき たいと考えており、安心して休暇を取得できるように管理職のマネジメ ント強化や意識啓発に努めていきたい。</p> <p>(組合)</p> <p>今後の被服の運用が部局ごとに異なることについて、一定程度理解し てもらえるという考えでよいか。</p> <p>(当局)</p> <p>被服については、実態を考えたときに運用し難い面もあり、職場の実 態に合わせ、何が必要なのか議論して、必要なものは予算措置した上で、 それぞれ給付・貸与を行うべきと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>今回の提案には含まれないが、継続課題としてとらえている事項のう ち、再任用職員に関して、一部任用期間が現行の4年を超えて職場に配</p>

置されている職員もいることから、公平性の観点から全ての職員について任用期間を5年とする旨、要望をしてきたところであるが、改めて再任用職場に関する職場の確保と任用期間の考え方を聞きたい。

(当局)

再任用職場は、職員のO Bの配置が望ましく、必要という整理の中で、非常勤の業務や退職時の職場などを中心として、正規職員との配置バランスも考えながら配置場所が確保されるように配慮してきており、これからもそうしていきたい。

任用期間については国からの要請に基づき定年退職者が希望する場合に公的年金の支給開始年齢に達するまで、職種や職務の級を問わずに、再任用することを原則としてきた。

この原則どおりであれば、今年度の定年退職者の任用期間は4年間で令和3年度退職者からは5年間となるが、これまでの貴職からの要望や、業務上の必要性から5年間任用している職員もいる実態を踏まえ、今年度の定年退職者から職種を問わずに5年間の任用期間としたいと考えている。

(組合)

定年延長について、法案など国の動向も不透明であるが、その動向も含め、制度設計や運用開始までのスケジュールの考え方を聞きたい。

(当局)

先の通常国会で国家公務員法等改正案は廃案となり、今後、再度の国会提出は現時点では不透明である。

地方公務員法改正案は施行日を令和4年4月1日として、衆議院で閉会中審査の扱いになっているが、この法案は、国の制度に準じるという内容であり、給与水準や役職定年制の導入など、国家公務員に適用されることとなる制度内容を踏まえて市の制度を構築していく必要があるので、具体的なスケジュールについては、法案の再提出や人事院規則、通知等が出されていないため示すことは難しい。

国の動向を注視しながら、施行まで余り時間がないので、今まで以上に具体的に踏み込んで貴職と意見交換させていただきたい。

(組合)

国のパワーハラスメントの指針が策定をされたということで、市においても規定の整備や防止できるような体制の整備をお願いしたい。

長時間労働のは正の関係で、厚労省のガイドラインには勤怠管理の具体的な把握方法も明示されているので、健康管理の面や管理集計の事務負担の軽減という視点もあるので、電子化に向けた検討と導入についてお願いをしたい。

多くの職場で関係する課題だと思うが、渡島でも最近コロナウイルスの感染者数が多くなってきており、安心安全な市民生活を守るために、公

	<p>共サービスの提供ができなくなることがないよう、職員のコロナ対策には万全を期していただきたい。</p> <p>詳細については各単組が職場改善要求などで議論していくと思うので、この対応もよろしくお願ひしたい。</p> <p>(当局)</p> <p>各職場において、コロナウイルスへの感染対策を講じながら市民対応いただき、感謝している。</p> <p>これまで職員の感染者が、2例出ており、札幌と往来のあった家族等からの感染であった。</p> <p>これから年末年始の家族の往来などもあると思うので、改めて職員一人ひとりが、確実な予防の下で意識をもって対応するようお願いしたい。</p> <p>(組合)</p> <p>総論的には受け止め、各単組機関会議に諮り、回答していきたい。</p>
交渉結果	(交渉終了)
備考	11月12日正式合意

(総務部行政改革課 令和2年11月12日現在)